

令和 2 年 3 月 12 日

医療機関の長 殿

茨城県医師会会長 諸岡 信裕

「新型コロナウイルス関連感染症：第16報」

世界保健機関(WHO)は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況について世界的な大流行状態である「パンデミック」との認識を示しました。WHO がパンデミックを宣言したのは、2009 年の新型インフルエンザ(H1N1)以来、11年ぶりです。世界の新型コロナウイルス感染者数は 113 の国・地域で 12 万 4,101 人に達し、うち 4,566 人が死亡しています。

また、3 月 11 日付にて「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)」が発出されました。

これを受けて、日本医師会は、新型コロナウイルス感染症に関する知見が得られていない現状では、医療用のゴーグルやマスク、それに手袋などを着用せず、十分な予防策がとれない医療機関は、検体採取時に感染する可能性(先月下旬に北海道で新型コロナウイルスに感染した男性を診察した医師の感染が確認され、医師は男性の鼻やのどから検体を採取するインフルエンザ検査をしていた。)があるため、インフルエンザの検査は行わず、臨床診断で治療薬を処方することを検討するよう求めています。

応招義務については、患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法第19条第1項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しないため、診療が困難である場合は、少なくとも帰国者・接触者相談センターに相談し、新型コロナウイルス感染症の患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨することとされております。